



熊本県公報

第 1 2 5 6 0 号

平成 28 年 10 月 7 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 道路の供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道路保全課） 1
- 指定居宅介護支援事業者の指定・・・・・・・・・・・・（高齢者支援課） 2
- 熊本県知事の所轄に属する学校法人及び私立学校法第 6 4 条
第 4 項の法人の行うことのできる収益事業の種類・・・・・・・・（私学振興課） 2
- 平成 2 8 年度定期種畜検査報告の通報・・・・・・・・・・（畜産課） 2
- 道路の区域変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道路保全課） 6
- 指定障害児通所支援事業者の指定・・・・・・・・・・・・（障がい者支援課） 6
- 道路の供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道路保全課） 6
- 道路の供用開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ " ） 7
- 障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援するため
の法律に基づく指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（障がい者支援課） 7
- 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧・・・・・・・・（団体支援課） 7
- 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧・・・・・・・・（ " ） 7
- 障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援するため
の法律に基づく指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（障がい者支援課） 8
- 防災消防ヘリコプターの調達に係る総合評価一般競争入札の
参加資格等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（消防保安課） 8
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・（建築課） 9
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・（ " ） 9
- 公共測量の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（監理課） 9
- 土地改良区役員の退任及び就任・・・・・・・・・・・・・・（農村計画課） 9
- 農用地利用配分計画の認可申請・・・・・・・・・・・・・・（農地・担い手支援課） 10
- 農用地利用配分計画の認可申請・・・・・・・・・・・・・・（ " ） 11
- 特定調達契約の随意契約の相手方の決定・・・・・・・・・・（健康危機管理課） 11
- 特定調達契約の随意契約の相手方の決定・・・・・・・・・・（ " ） 12
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・（建築課） 12
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・（ " ） 12
- 防災消防ヘリコプターの調達に係る総合評価一般競争入札の
実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（消防保安課） 12
- 公立大学法人熊本県立大学の平成 2 7 年事業年度に係る財務
諸表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（公立大学法人熊本県立大学） 16
- 定時登録における直接請求に係る連署基準数・・・・・・・・（選挙管理委員会） 31
- 定時登録における直接請求に係る連署基準数・・・・・・・・（ " ） 32
- 裁決手続開始決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（収用委員会） 32
- 裁決手続開始決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ " ） 33
- 公示による通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ " ） 34

登 載 依 頼

- 公立大学法人熊本県立大学の平成 2 7 年事業年度に係る財務
諸表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（公立大学法人熊本県立大学） 16
- 定時登録における直接請求に係る連署基準数・・・・・・・・（選挙管理委員会） 31
- 定時登録における直接請求に係る連署基準数・・・・・・・・（ " ） 32
- 裁決手続開始決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（収用委員会） 32
- 裁決手続開始決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ " ） 33
- 公示による通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ " ） 34

告 示

熊本県告示第 8 6 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 8 年 1 0 月 7 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 8 年 1 0 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	小天下硯川	玉名市天水町小天宇上古閑	117.6	単道改

線	2932番2地先から 玉名市天水町小天字中道 2961番8地先まで		
---	---	--	--

2 供用を開始する期日 平成28年10月7日

熊本県告示第862号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。
平成28年10月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社キミシマ	ケアプランセンター きみしま	水俣市大園町1丁目3番3号	平成28年10月1日	居宅介護支援

熊本県告示第863号

私立学校法（昭和24年法律第270号）第26条第2項の規定に基づき、熊本県私立学校審議会の意見を聴いて、熊本県知事の所轄に属する学校法人及び同法第64条第4項の法人の行うことのできる収益事業の種類（平成12年熊本県告示第799号）の全部を次のように改正し、告示の日から施行する。
平成28年10月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県知事の所轄に属する学校法人及び私立学校法第64条第4項の法人の行うことのできる収益事業の種類
第1条 私立学校法第26条第1項の規定により熊本県知事の所轄に属する学校法人及び同法第64条第4項の法人の行うことのできる収益事業（当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。）は、次条に掲げるものであって、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 経営が投機的に行われるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条各項（第2項、第3項及び第12項を除く。）に規定する営業及びこれらに類似する方法によって経営されるもの
- (3) 規模が当該学校法人の設置する学校の状態に照らして不適当なもの
- (4) 自己の名義をもって他人に行わせるもの
- (5) 当該学校法人の設置する学校の教育に支障のあるもの
- (6) その他学校法人としてふさわしくない方法によって経営されるもの

第2条 収益事業の種類は、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に定めるもののうち、次に掲げるものとする。

- (1) 農業、林業
- (2) 漁業
- (3) 鉱業、採石業、砂利採取業
- (4) 建設業
- (5) 製造業（「武器製造業」に関するものを除く。）
- (6) 電気・ガス・熱供給・水道業
- (7) 情報通信業
- (8) 運輸業、郵便業
- (9) 卸売業、小売業
- (10) 保険業（「保険媒介代理業」及び「保険サービス業」に関するものに限る。）
- (11) 不動産業（「建物売買業、土地売買業」に関するものを除く。）、物品賃貸業
- (12) 学術研究、専門・技術サービス業
- (13) 宿泊業、飲食サービス業（「料亭」、「酒場、ビヤホール」及び「バー、キャバレー、ナイトクラブ」に関するものを除く。）
- (14) 生活関連サービス業、娯楽業（「遊技場」に関するものを除く。）
- (15) 教育、学習支援業
- (16) 医療、福祉
- (17) 複合サービス事業
- (18) サービス業（他に分類されないもの）

第3条 収益事業の種類を寄附行為に記載する場合には、日本標準産業分類の名称を例として具体的に記載するものとする。

熊本県告示第864号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項に規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨の通報を受けたので、同条第2項の規定により公示する。

平成28年10月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

検査日	種畜証明書番号	頭数	畜種	検査成績	飼養者	検査場所
5月25日 (水)	21643010001	1	馬	2級	熊本県立南陵高等学校	球磨郡あさぎり町
	11346999737 11346999690 11240518065 11445360629 11260079713	5	肉用牛	1級 (2頭) 2級 (3頭)	株式会社矢岳牧場	人吉市
	11261423973 11345245347	2	肉用牛	2級	株式会社ケイファーム熊本	球磨郡球磨村
6月7日 (火)	11392794836 11477295166	2	肉用牛	1級	独立行政法人家畜改良センター熊本牧場	玉名市
	11209813118 10203780020 10204121358 10649703171 10241320080 11184003160 11254793298 10841333831 11274703888 11262749737 11263137847 11211928831 10267846922 10845023189 11342524223 11371138576 11371139955 11342349178 11393061166 10270594346 11336356632 11409512279 11336360233 11393076214 11420509906 11352247563 11352248812 11445381679 11392795024 11353657613 11478230883 11298754477 10834324402 11337352114 11344499673 11356869914 11204037601 11353657705 11398176063 11478231521 11445075455 11374135664 11478264437 11373838573	44	肉用牛	1級	熊本県農業研究センター	合志市
6月8日 (水)	10842186160	1	肉用牛	2級	児嶋康博	菊池郡大津町
	21243020003 21243010007	2	馬	2級	村山光弘	菊池郡大津町
	21401180004	1	馬	2級	西田裕二	菊池市
	21643020005 21643020006	4	馬	2級	本田土寿	熊本市

	21201090014 21543020005					
	11254112778	1	肉用牛	2 級	中原誠喜	熊本市
6 月 9 日 (木)	31443020007 31443020010 31543030001 31543030003 31543030004 31243010185 31343010041 31343010054 31343010097 31343010121 31343010122 31343010123 31343010135 31443020012 31443020016 31443020017 31443020018 31443020021 31443020024 31443020026 31443020034 31443020036 31443020037 31443020038 31443020040 31443020044 31443020053 31443020060 31443020065 31443020067 31443020069 31443020076 31443020080 31443020086 31443020088 31443020089 31443020092 31443020094 31443020101 31443020102 31443020107 31443020111 31443020112 31443020118 31443020120 31443020121 31443020122 31443020127 31443020135 31443020140 31443020144 31543030006 31543030007 31543030008 31543030012 31543030013 31543030014 31543030022 31543030028 31543030036 31543030038 31543030043 31543030044 31543030046 31543030047 31543030052 31543030054 31543030058 31543030059 31543030060 31543030062 31543030065 31543030067 31543030068 31543030071 31543030073 31543030074 31543030075 31543030076 31543030077 31543030082 31543030083 31543030084 31543030086 31543030089 31543030090 31543030091 31543030092 31543030094 31643030001 ~ 31643030122	211	豚	2 級	全農畜産 サービス 株式会社 西日本原 種豚場	菊池市
6 月 27 日 (月)	11445389194 11433977518	2	肉用牛	1 級	熊本県農 業研究セ ンター	合志市
6 月 28 日	11343278149 11392107766	8	乳用牛	2 級	一般社団	阿蘇郡西

(火)	11306909974 11370212505 11384290315 11300548872 11477922543 11353965404				法人家畜改良事業団熊本種雄牛センター	原村
	11149154814 11239950043 10255212289 11347685295 10502606809 10502607127 10502607189 11362497750 10841107180 10260074292 11362497811 11346998525 11346998716 11346999164	14	肉用牛	1 級 (13 頭) 2 級 (1 頭)		
	21443020148 21443020149 21443020150 21201280007 21443020152 21543040002 21401180001 21243020004 21201230014 21643040001 21643040002 21643040003 21643040004	13	馬	1 級 (1 頭) 2 級 (12 頭)	有限会社宮村牧場	阿蘇郡西原村
	21243020005 21201060011	2	馬	2 級	堤恭一	阿蘇郡西原村
	21543040003	1	馬	2 級	岩本剛	阿蘇郡西原村
	21643040005	1	馬	2 級	岩本剛	阿蘇郡西原村
	21243020007 21201180004 21501180003	3	馬	2 級	熊本県畜産農業協同組合阿蘇支所	阿蘇市
	11501001367 11421215578	2	肉用牛	2 級	江藤要一	阿蘇市
	21443010001	1	馬	2 級	園田淳二	阿蘇市
	21243020008	1	馬	級外	株式会社アイランドリゾート阿蘇エルパティオ牧場	阿蘇市
21243010234	1	馬	級外	夢大地グリーンバレー	阿蘇市	
7 月 7 日 (木)	21243010253 21301180007 21443010002 21543020001 21543020002 21243010237 21243010242 21243010244 21243010246 21243010247 21343010007 21343010006 21343010004 21543020004 21643050001	15	馬	1 級 (1 頭) 2 級 (14 頭)	古閑清和	菊池郡菊陽町
	11163332359	1	肉用牛	2 級		
7 月 14 日 (木)	21301180004	1	馬	2 級	有限会社駒城	阿蘇郡西原村
	21243010233	1	馬	2 級	佐藤瀬市	阿蘇郡南小国町
	11342532815	1	肉用牛	1 級	赤水牧野	阿蘇市

	10844726401	1	肉用牛	1級	組合 農事組合 法人狩尾 牧場	阿蘇市
7月28日 (木)	10200141466 10836550489 10248183831 10844702153	4	肉用牛	2級	江藤要一	阿蘇市

熊本県告示第865号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成28年10月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年10月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	二見田浦線	葦北郡芦北町大字井牟田字野崎 118番4地先から 葦北郡芦北町大字井牟田字棕野 232番3地先まで	前	4.7 ～ 16.7	416.1 396.0	
			後	27.8 ～ 49.3		

2 区域を変更する期日 平成28年10月7日

熊本県告示第866号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成28年10月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
こどもサポート 広場ぐんぐんロ ケット 山鹿市新町80 1番地2	医療法人社団木星会 山鹿市新町1204 番地 田代 桂一	平成28年1 0月1日	4350500015	指定児童発 達支援（福 祉型児童発 達支援セン ター） 指定放課後 等デイサー ビス

熊本県告示第867号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成28年10月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年10月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	上益城郡御船町大字滝川字川添 763番3地先から	166.0	災害復旧

	同所		
	777番2地先まで		

2 供用を開始する期日 平成28年10月7日

熊本県告示第868号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成28年10月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年10月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	古石天月線	葦北郡芦北町大字告字吹ノ迫 460番2地先から 葦北郡芦北町大字告字宮ノ前 454番1地先まで	160.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成28年10月7日

熊本県告示第869号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成28年10月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
多機能型事業所とまり木 山鹿市来民575番地の3	合同会社とまり木 山鹿市石167番地 坂梨 大和	就労移行支援 就労継続支援A型	平成28年10月1日

熊本県告示第870号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成28年10月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 加入区
住吉加入区
- 発起人の住所及び氏名
宇土市住吉町3098番地1 藤山 義成
宇土市住吉町2511番地2号 山本 一久
宇土市住吉町2493番地1 吉本 敏秋
- 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
住吉漁業協同組合
- 縦覧期間
平成28年10月7日から平成28年10月21日まで
- 縦覧場所
住吉漁業協同組合

熊本県告示第871号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成28年10月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 加入区の名称
宮田加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
天草市倉岳町宮田1333番地5 池田 勉
天草市倉岳町宮田2352番地 砂原 宮雄
天草市倉岳町宮田1214番地 濱崎 信幸
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
倉岳町漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成28年10月7日から平成28年10月21日まで
- 5 縦覧場所
倉岳町漁業協同組合

熊本県告示第872号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成28年10月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
就労継続支援A型事業所 かけはし 宇城市松橋町豊崎1959	株式会社 リベロ 宇城市松橋町豊崎1959 敷島 芳江	就労継続支援A型	平成28年9月29日

熊本県告示第873号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札参加する者に必要な資格等について告示する。
平成28年10月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 調達物品の名称及び数量
防災消防ヘリコプター 一式
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されており、かつ、業種（詳細業種）が「車両・船舶・航空機類（航空機部品販売・整備）」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成28年10月18日（火）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成31年3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成30年10月1日から平成30年11月30日（閉庁日を除く。）までに行う。

公 告

熊本県公告第606号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成28年10月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
（1工区）
荒尾市川登字池浦1295番44の一部、同1295番78の一部、同1295番80の一部及び同1295番81の一部
3,255.70平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
荒尾市野原126番地
野川 太郎

熊本県公告第607号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成28年10月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
荒尾市増永字堀後711番、同715番、同716番、同716番2、同717番、同718番、同719番、同725番、同字合路1535番の一部、同1537番1の一部、同1537番3及び里道の一部
3,709.81平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
荒尾市荒尾1997番地
医療法人洗心会

熊本県公告第608号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により熊本市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。
平成28年10月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（基準点測量）	平成28年10月 1日から 平成28年12月20日まで	熊本県熊本市南区富合町 （廻江、清藤、志々水）の 一部

熊本県公告第609号

熊本市に事務所を置く三本松土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。
平成28年10月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	田中 政憲	熊本市南区荒尾1丁目4番5号
理事	藤村 久義	熊本市南区合志2丁目15番17号
理事	西田 邦雄	熊本市南区荒尾1丁目9番32号
理事	高木 正一	熊本市南区合志2丁目16番20号
理事	富永 誠也	熊本市南区鷹町2丁目9番26号
理事	前崎 正敏	熊本市南区島町5丁目4番35号

理事	岩尾 隆雅	熊本市南区野口2丁目2番32号
理事	保田 良信	熊本市南区白藤1丁目32番10号
理事	西 嗣範	熊本市南区刈草2丁目2番1号
理事	上田 民雄	熊本市南区八分字町554番地
理事	高木 宏泰	熊本市南区土河原町145番地2
理事	野口 重信	熊本市南区南高江2丁目4番10号
理事	高村 正勝	熊本市南区護藤町1368番地
理事	村田 直行	熊本市南区護藤町2309番地
監事	米村 文博	熊本市南区白藤1丁目32番28号
監事	西村 一昭	熊本市南区合志2丁目16番35号
監事	米田 浩昭	熊本市南区荒尾1丁目9番75号
監事	中川 雄司	熊本市南区荒尾1丁目9番6号
就任		
理事	田中 政憲	熊本市南区荒尾1丁目4番5号
理事	藤村 久義	熊本市南区合志2丁目15番17号
理事	西田 邦雄	熊本市南区荒尾1丁目9番32号
理事	高木 正一	熊本市南区合志2丁目16番20号
理事	富永 誠也	熊本市南区鳶町2丁目9番26号
理事	前崎 正敏	熊本市南区島町5丁目4番35号
理事	岩尾 隆雅	熊本市南区野口2丁目2番32号
理事	保田 良信	熊本市南区白藤1丁目32番10号
理事	西 嗣範	熊本市南区刈草2丁目2番1号
理事	上田 民雄	熊本市南区八分字町554番地
理事	高木 宏泰	熊本市南区土河原町145番地2
理事	野口 重信	熊本市南区南高江2丁目4番10号
理事	高村 正勝	熊本市南区護藤町1368番地
理事	村田 直行	熊本市南区護藤町2309番地
監事	米村 文博	熊本市南区白藤1丁目32番28号
監事	西村 一昭	熊本市南区合志2丁目16番35号
監事	米田 浩昭	熊本市南区荒尾1丁目9番75号
監事	中川 雄司	熊本市南区荒尾1丁目9番6号

熊本県公告第610号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成28年10月7日から同月20日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成28年10月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
奥名 政成	上益城郡甲佐町糸田	上益城郡甲佐町大字糸田字梶原1698番1ほか7筆
農事組合法人北出ファーマーズ	八代市鏡町両出	八代市鏡町両出字壺五番割458番1ほか30筆
株式会社青空ファーム	八代市鏡町両出	八代市鏡町両出字壺五番割464番1ほか1筆
岡田 誠	八代市鏡町両出	八代市鏡町宝出字五番割116番1ほか7筆
松田 英次	八代市鏡町両出	八代市鏡町両出字壺六番割479番1ほか2筆

増田 勝巳	八代市鏡町両出	八代市鏡町両出字老六番割486番1ほか3筆
本田 友治	八代市鏡町両出	八代市鏡町両出字式〇番割649番1ほか10筆
黒木 信哉	八代市鏡町両出	八代市鏡町両出字老六番割477番1ほか8筆
園田 聖	八代市鏡町両出	八代市鏡町両出字老四番割405番1ほか8筆
中村 留雄	八代市鏡町両出	八代市鏡町両出字老七番割506番1ほか1筆
開田 辰義	八代市鏡町貝洲	八代市鏡町両出字式八番割866番1ほか1筆
村嶋 大吉	八代市鏡町両出	八代市鏡町両出字式九番割887番1
村島 耕二	八代市鏡町両出	八代市鏡町両出字参五番割1039番1ほか6筆
村田 峯喜	八代市鏡町両出	八代市鏡町両出字式八番割865番2ほか7筆
村田 裕信	八代市鏡町両出	八代市鏡町両出字九番割243番1ほか9筆
吉田 昭則	八代市鏡町両出	八代市鏡町両出字参参番割1009番1ほか11筆
農事組合法人北出ファーマーズ	八代市鏡町両出	八代市鏡町両出字老五番割464番1ほか87筆

2 申請年月日
平成28年9月13日

熊本県公告第611号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成28年10月7日から同月20日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成28年10月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人やまぶきの里	阿蘇郡産山村産山	阿蘇郡産山村大字産山字寺坂2086番ほか3筆

2 申請年月日
平成28年9月21日

熊本県公告第612号

特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。

平成28年10月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 物品等の名称及び数量
抗インフルエンザウイルス薬（オセルタミビルリン酸塩ドライシロップ） 8,000箱
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県健康福祉部健康危機管理課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 契約の相手方を決定した日
平成28年8月2日

- 4 契約の相手方の氏名及び住所
中外製薬株式会社
東京都北区浮間五丁目5番1号
- 5 契約金額
38,361,600円(うち消費税及び地方消費税の額2,841,600円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第1号の規定による。

熊本県公告第613号

特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。

平成28年10月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 物品等の名称及び数量
抗インフルエンザウイルス薬(ラニナミビルオクタン酸エステル水和物) 40,000人分
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県健康福祉部健康危機管理課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成28年9月14日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
第一三共株式会社
東京都中央区日本橋本町三丁目5番1号
- 5 契約金額
68,000,000円(うち消費税及び地方消費税の額5,037,037円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第1号の規定による。

熊本県公告第614号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成28年10月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字拾八町1627番35、同1627番38及び同1627番39
1,347.95平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
山鹿市鍋田178番地1
株式会社エスケーホーム

熊本県公告第615号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成28年10月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字東畑2877番1の一部
293.67平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
合志市須屋2738番地149 コーポフローラ202号
松野 克彦

熊本県公告第616号

総合評価一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

平成28年10月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品の名称及び数量
防災消防ヘリコプター 一式
- (2) 調達物品に係る入札・契約担当部局
熊本県総務部市町村・税務局消防保安課消防班（熊本県庁行政棟新館10階）
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2116
ファックス番号 096-383-1503
- (3) 調達物品の仕様等
防災消防ヘリコプター仕様書による。
- (4) 納入期限
平成29年3月31日（金）
- (5) 納入場所
熊本県菊池郡菊陽町戸次
熊本県総合防災航空センター（仮称）格納庫
- (6) 入札金額
入札金額は、本調達物品購入に要する費用の総額とする（配送費等納入に要する一切の費用を含む）。落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもつて落札金額とする。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
- (7) 防災消防ヘリコプター仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
- (8) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- (9) その他

ア 本競争入札は、紙入札案件である。

イ 本競争入札は、競争入札参加資格確認のため、入札前に3に記載する競争入札参加確認申請書の提出が必要な入札である。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)から(4)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有する者と決定された者。うち業務区分が「物品」に「登録・整備」にかつ、業種（細業種）が「車両・船舶・航空機類（航空機部品販売・整備）」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。また、入札参加資格を有している者で、本入札に参加するための入札参加資格申請内容、変更届による登録内容の変更が必要な場合は、次のアの期間以降も随時受け付けるが、3(3)の確認申請書の提出期限までに当該変更が間に合わない場合もある。
 - ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）受付期間

公告の日から平成28年10月18日（火）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードする。

エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する受付期間内に必着とする。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(3)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、競争入札参加資格確認申請書を提出すること。
- (2) 提出方法
(1)に掲げる書類を書面で提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間
公告の日から平成28年10月26日(水)午後5時まで

(4) 提出先
1(2)に掲げる入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知
確認結果は、競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札手続・入札仕様に対する質問の受付期間
1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成28年10月26日(水)午後5時まで受け付ける。

(2) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成28年11月1日(火)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 日時 平成28年11月1日(火)午前11時

イ 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
危機管理防災課分室(熊本県庁行政棟新館10階)

ウ 入札書等の提出方法

入札書(代理人が入札するときは入札書及び委任状)及び総合評価のための性能等に関する提出書類をアの日時にイの場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成28年10月31日(月)午後5時(必着)までに1(2)に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表に調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書したうえで、調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)のもとに(3)アの日時に(3)イの場所で行う。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格(以下「予定価格」という。)の範囲内の価格をもって申込みをした者がいないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。

なお、入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからコまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 入札書に記名押印を欠く入札

エ 金額を訂正した入札

オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

カ 明らかに連合によると認められる入札

キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札

ク 2以上の意思表示をした入札

ケ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

コ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、当該入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定基準

入札説明書に添付する「落札者決定基準」のとおり。

(9) 落札者の決定方法

ア 開札後、予定価格の範囲内の入札価格で有効な入札書を提出した者について、総合評価のための性能等に関する提出書類を受け付け、評価を行う。

イ 提案書の内容を審査し、入札説明書に添付する「落札者決定基準」の各項目の評価に応じて、200点の範囲内で評価点(以下「性能点」という。)を与える。

ウ 入札価格については、「200点×(1-入札価格×1.08/予定価格)」により換算し、200点の範囲内で入札価格に対する得点(以下「価格点」という。)を与える。ただし、入札価格が予定価格を超える場合は、落札候補者とし

ない。
 エ性能点と価格点の合計点数の最も高い者を落札者とする。
 オ性能点と価格点の合計点数の最も高い者が2者以上あるときは、性能点が最も高い者を落札者とし、それでも同点の場合は、当該入札者にくじを引かせ（実施日時、場所等は対象者へ別途通知する。）、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係ない熊本県職員にくじを引かせるものとする。

- (10) 入札保証金
 免除する。

5 契約について

- (1) 契約書の作成の要否

- (2) 契約の締結

本入札に係る契約は、熊本県議会において、当該契約に係る議案が可決されたときをもって締結する。

- (3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日をもとめて定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

- (4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)に掲げる期限

イ 提出場所 1(2)に掲げる入札・契約担当部局

6 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

- (1) 問合せ先

ア 入札の業務内容、仕様書、確認申請などの入札の内容全般に関すること
 （本公告に係る入札・契約担当部局）

熊本県総務部市町村・税務局消防保安課消防班

電話番号 096-333-2116

ファックス番号 096-383-1503

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

- (2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and quantity of commodity (調達物品の名称、数量)

1(one) helicopter

- (2) Date and place for tender (入札期日) :

Date: November 1st, 2016, 11:00 am

Place: Detached office of Disaster and Crisis Management Administration Division

(10th floor of Prefectural government New building)

- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract (担当部局名称、連絡先)

Fire Management Division, Municipal Affairs and Taxation Bureau, Department of General Affairs

6-18-1 Suizenji, Chuō-ku, Kumamoto-City, Kumamoto Prefecture

862-8570, Japan

Phone: 096-333-2116

- (4) Other (その他)

Language: Japanese

C u r r e n c y : J a p a n e s e Y e n

登載依頼

公立大学法人熊本県立大学公告第1号

地方独立行政法人法第34条第4項の規定に基づき、平成27事業年度に係る財務諸表を次のとおり公告する。

平成28年10月7日

公立大学法人熊本県立大学
理事長 五百旗頭 真

貸借対照表
(平成28年3月31日)

資産の部		(単位:円)
I 固定資産		
1 有形固定資産		
土地		9,088,942,082
建物	4,007,463,347	
減価償却累計額	<u>△ 1,443,436,565</u>	2,564,026,782
構築物	33,892,600	
減価償却累計額	<u>△ 18,068,832</u>	15,823,768
機械装置	15,792,000	
減価償却累計額	<u>△ 8,511,879</u>	7,280,121
工具器具備品	1,395,784,670	
減価償却累計額	<u>△ 739,151,081</u>	656,633,589
図書		1,094,661,660
美術品・收藏品		29,200,000
建設仮勘定		<u>2,493,720</u>
有形固定資産合計		13,459,061,722
2 無形固定資産		
ソフトウェア		1,176,000
電話加入権		<u>64,000</u>
無形固定資産合計		1,240,000
3 投資その他の資産		
差入敷金・保証金		<u>848,000</u>
投資その他の資産合計		<u>848,000</u>
固定資産合計		13,461,149,722
II 流動資産		
現金及び預金		605,886,150
未收学生納付金収入	4,431,200	
徴収不能引当金	<u>△ 1,176,000</u>	3,255,200
受託研究未収金		16,398,751
共同研究未収金		4,439,988
受託事業未収金		7,235,000
その他未収金		12,517,710
たな卸資産		134,880
前払費用		321,697
仮払金		1,036,650
立替金		<u>216,619</u>
流動資産合計		<u>651,442,645</u>
資産合計		<u>14,112,592,367</u>

(単位:円)

負債の部

I 固定負債

資産見返負債

資産見返運営費交付金等	714,653,470	
資産見返補助金等	202,439,529	
資産見返寄附金	6,389,277	
資産見返物品受贈額	838,697,327	
建設仮勘定見返運営費交付金	2,493,720	1,764,673,323

長期未払金		373,017,937
-------	--	-------------

固定負債合計		2,137,691,260
--------	--	---------------

II 流動負債

寄附金債務	89,538,567	
前受受託研究費等	543,702	
預り金	34,104,846	
未払金	443,200,392	
未払費用	668,486	
未払消費税等	1,213,400	

流動負債合計		569,269,393
--------	--	-------------

負債合計		2,706,960,653
------	--	---------------

純資産の部

I 資本金

地方公共団体出資金	12,166,185,000	
-----------	----------------	--

資本金合計		12,166,185,000
-------	--	----------------

II 資本剰余金

資本剰余金	443,440,720	
-------	-------------	--

損益外減価償却累計額(一)	△ 1,385,173,975	
---------------	-----------------	--

損益外減損損失累計額(一)	△ 288,000	
---------------	-----------	--

資本剰余金合計		△ 942,021,255
---------	--	---------------

III 利益剰余金

前中期目標期間繰越積立金	-	
--------------	---	--

教育研究等環境整備目的積立金	221,672,287	
----------------	-------------	--

当期未処理損失	△ 40,204,318	
---------	--------------	--

(うち当期総損失)	(△ 40,204,318)	
-----------	----------------	--

利益剰余金合計		181,467,969
---------	--	-------------

純資産合計		11,405,631,714
-------	--	----------------

負債純資産合計		14,112,592,367
---------	--	----------------

注)1 運営費交付金から充当されるべき退職給付見積額 573,785,990 円

(熊本県からの派遣職員に対する退職給付見積額は上記金額から除いています。)

注)2 運営費交付金から充当されるべき賞与見積額 84,624,214 円

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

		(単位:円)	
経常費用			
業務費			
教育経費	501,174,918		
研究経費	99,433,017		
教育研究支援経費	131,878,818		
受託研究費	37,061,244		
受託事業費	7,235,000		
役員人件費	82,177,701		
教員人件費	1,086,625,516		
職員人件費	<u>408,262,080</u>	2,353,848,294	
一般管理費		135,852,752	
財務費用			
支払利息	<u>27,758,508</u>	27,758,508	
経常費用合計			<u>2,517,459,554</u>
経常収益			
運営費交付金収益		945,920,800	
授業料収益			
授業料収益	1,134,938,127		
公開講座等収益	<u>2,095,000</u>	1,137,033,127	
入学金収益		144,109,200	
検定料収益		39,517,000	
受託研究等収益			
国又は地方公共団体からの受託研究等収益	17,140,191		
その他の団体からの受託研究等収益	<u>20,100,444</u>	37,240,635	
受託事業等収益			
国又は地方公共団体からの受託事業等収益	<u>7,235,000</u>	7,235,000	
補助金等収益		44,987,603	
寄附金収益		17,169,798	
資産見返負債戻入			
資産見返運営費交付金等戻入	36,813,527		
資産見返寄附金戻入	1,782,779		
資産見返物品受贈額戻入	11,738,641		
資産見返補助金等戻入	<u>11,078,194</u>	61,413,141	
財務収益			
受取利息	<u>441,537</u>	441,537	
雑益			
財産貸付料収入	11,858,043		
講習料等収益	5,345,000		
手数料収入	3,435,399		
売払収入	90,995		
間接経費収入	12,164,957		
その他雑益	<u>9,293,002</u>	42,187,396	
経常収益合計			<u>2,477,255,237</u>
経常損失			40,204,317
臨時損失			
固定資産除却損	<u>1</u>	<u>1</u>	
当期純損失			<u>40,204,318</u>
目的積立金取崩額			-
当期総損失			<u>40,204,318</u>

キャッシュ・フロー計算書
(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

(単位:円)	
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 538,364,040
人件費支出	△ 1,493,541,695
その他の業務支出	△ 114,853,156
運営費交付金収入	982,181,000
授業料収入	1,139,553,090
入学金収入	143,074,200
検定料収入	39,466,000
受託研究等収入	34,942,155
受託事業等収入	10,450,000
補助金等収入	45,776,248
寄附金収入	16,535,736
預り金の純増加額	1,574,796
預り科研費の純増加額	2,277,989
その他収入	44,100,686
業務活動によるキャッシュ・フロー	313,173,009
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産及び無形固定資産取得による支出	△ 142,722,734
小計	△ 142,722,734
利息の受取額	441,537
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 142,281,197
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務償還による支出	△ 156,741,827
小計	△ 156,741,827
利息の支払額	△ 27,758,508
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 184,500,335
IV 資金増加額	△ 13,608,523
V 資金期首残高	619,494,673
VI 資金期末残高	605,886,150

注 記 事 項

(単位:円)

1. 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	605,886,150
資金期末残高	605,886,150

2. 重要な非資金取引

(1) ファイナンス・リースによる資産の取得	5,929,200
(2) 現物寄附の受入による資産・消耗品の取得	2,836,017

損失の処理に関する書類

(単位:円)

I 当期未処理損失	40,204,318
当期総損失	40,204,318
II 損失処理額	40,204,318
教育研究等環境整備目的積立金取崩額	40,204,318
III 次期繰越欠損金	<u>0</u>

行政サービス実施コスト計算書
(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

(単位:円)

I 業務費用			
(1) 損益計算書上の費用			
業務費	2,353,848,294		
一般管理費	135,852,752		
財務費用	27,758,508		
臨時損失	1	2,517,459,555	
(2) (控除)自己収入等			
授業料収益	△ 1,134,938,127		
公開講座等収益	△ 2,095,000		
入学金収益	△ 144,109,200		
検定料収益	△ 39,517,000		
受託研究等収益	△ 37,240,635		
受託事業等収益	△ 7,235,000		
寄附金収益	△ 17,169,798		
財務収益	△ 441,537		
雑益	△ 30,022,439		
資産見返運営費交付金等戻入	△ 24,671,018		
資産見返寄附金戻入	△ 1,782,779	△ 1,439,222,533	
業務費用合計			1,078,237,022
II 損益外減価償却相当額			167,579,497
III 引当外賞与増加見積額			△ 1,150,604
IV 引当外退職給付増加見積額			△ 5,143,663
V 機会費用			
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用	100		
地方公共団体出資の機会費用	-		100
VI 行政サービス実施コスト			<u>1,239,522,352</u>

- (注) 1. 引当外退職給付増加見積額には、熊本県からの派遣職員に係るもの22,637,309円が含まれております。
2. 引当外賞与増加見積額には、熊本県からの派遣職員に係るもの1,069,335円が含まれております。
3. 国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用
天草市から許可を受け無償使用している大江農村広場について、天草市財産条例に基づき、使用料を算定しております。
4. 地方公共団体出資の機会費用の計算に使用した利率
平成28年4月25日付け総務省行政管理局行政経営支援室発事務連絡「『マイナス金利付き量的・質的金融緩和』の導入を受けた平成27事業年度財務諸表における行政サービス実施コスト計算書の機会費用算定の取扱いについて(留意事項)」に基づき、0%で計算しております。

注 記

(重要な会計方針)

1. 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しております。

なお、退職一時金については費用進行基準を採用しております。

2. 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準とし、県から承継した固定資産については見積耐用年数に
より、受託研究収入により購入した償却資産については当該受託研究期間を耐用年数としております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	4	～	47	年				
構	築	物	10	～	34	年			
機	械	装		15	年				
工	具	器	具	備	品	1	～	15	年

また、特定の償却資産(地方独立行政法人会計基準第85)の減価償却相当額については、損益外減価償却累
計額として資本剰余金から控除して表示しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

3. 賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上しておりません。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額
から、前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しております。

4. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しており
ません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、地方独立行政法人会計基準第
87に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

5. 徴収不能引当金の計上基準

将来の授業料の滞納による損失に備えるため、授業料の滞納に係る回収可能性を個別に勘案して計上しており
ます。

6. たな卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法により評価しております。

7. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

(1) 国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計上方法

天草市財産条例に基づき、使用料を算定しております。

(2) 地方公共団体出資の機会費用の計算に使用した利率

平成28年4月25日付け総務省行政管理局行政経営支援室発事務連絡『『マイナス金利付き量的・質的金融緩和』の導入を受けた平成27事業年度財務諸表における行政サービス実施コスト計算書の機会費用算定の取扱いについて(留意事項)』に基づき、0%で計算しております。

8. リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

10. 財務諸表の表示

全て円単位により表示しております。

(減損会計関係)

該当事項はありません。

(重要な債務負担行為)

該当事項はありません。

(金融商品に関する事項)

(1) 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な預金に限定しております。また、未収債権等については、会計規程に沿ってリスク管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預金	605,886,150	605,886,150	-

(注) 金融商品の時価の算定方法

現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(賃貸等不動産に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

平成28年4月14日以降に発生した「平成28年(2016年)熊本地震」により、公立大学法人は校舎および器具備品の一部損傷の被害を受けました。

被害を受けた資産の主なものは、建物及び工作物並びに機械器具等の有形固定資産であり、被害額については現在調査中であります。

なお、当該震災による被害が、翌事業年度の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況に及ぼす影響については、現時点では合理的に算定することが困難であります。復旧に要する費用、固定資産除却に伴う損失の発生及び学生支援に係る費用の発生が見込まれます。

附 属 明 細 書

(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費(「第85 特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第88 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。)並びに減損損失の明細

(単位:円)

資産の種類	期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	期末 残高	減価償却累計額		減損損失累計額		差引当期末		摘要	
					当期償却額	損益内	損益外	残高				
有形 固定資産 (特定償却 資産)	建 物	3,174,979,041	3,564,000	-	3,178,543,041	1,277,590,691	131,360,809	-	-	-	1,900,952,350	
	工具器具備品	166,344,240	52,099,200	-	218,443,440	107,583,284	36,218,688	-	-	-	110,860,156	
	合 計	3,341,323,281	55,663,200	-	3,396,986,481	1,385,173,975	167,579,497	-	-	-	2,011,812,506	
有形 固定資産 (特定償却 資産以外)	建 物	792,249,446	36,670,860	-	828,920,306	165,845,874	37,615,201	-	-	-	663,074,432	
	構築物	33,892,600	-	-	33,892,600	18,068,832	2,512,401	-	-	-	15,823,768	
	機械装置	15,792,000	-	-	15,792,000	8,511,879	1,042,271	-	-	-	7,280,121	
	工具器具備品	1,209,234,017	13,707,020	45,599,807	1,177,341,230	631,567,797	177,684,506	-	-	-	545,773,433	
	図 書	1,090,677,968	15,084,331	11,100,639	1,094,661,660	-	-	-	-	-	1,094,661,660	
	合 計	3,141,846,031	65,462,211	56,700,446	3,150,607,796	823,994,382	218,854,379	-	-	-	2,326,613,414	
非償却 資産	土 地	9,088,942,082	-	-	9,088,942,082	-	-	-	-	-	9,088,942,082	
	美術品・收藏品	29,200,000	-	-	29,200,000	-	-	-	-	-	29,200,000	
	建設仮勘定	2,689,200	2,493,720	2,689,200	2,493,720	-	-	-	-	-	2,493,720	
	合 計	9,120,831,282	2,493,720	2,689,200	9,120,635,802	-	-	-	-	-	9,120,635,802	
有形 固定資産 合 計	土 地	9,088,942,082	-	-	9,088,942,082	-	-	-	-	-	9,088,942,082	
	建 物	3,967,228,487	40,234,860	-	4,007,463,347	1,443,436,565	168,976,010	-	-	-	2,564,026,782	
	構築物	33,892,600	-	-	33,892,600	18,068,832	2,512,401	-	-	-	15,823,768	
	機械装置	15,792,000	-	-	15,792,000	8,511,879	1,042,271	-	-	-	7,280,121	
	工具器具備品	1,375,578,257	65,806,220	45,599,807	1,395,784,670	739,151,081	213,903,194	-	-	-	656,633,589	
	図 書	1,090,677,968	15,084,331	11,100,639	1,094,661,660	-	-	-	-	-	1,094,661,660	
	美術品・收藏品	29,200,000	-	-	29,200,000	-	-	-	-	-	29,200,000	
	建設仮勘定	2,689,200	2,493,720	2,689,200	2,493,720	-	-	-	-	-	2,493,720	
合 計	15,604,000,594	123,619,131	59,389,646	15,668,230,079	2,209,168,357	386,433,876	-	-	-	13,459,061,722		
無形 固定資産	ソフトウェア	8,295,000	-	-	8,295,000	7,119,000	1,176,000	-	-	-	1,176,000	
	電話加入権	352,000	-	-	352,000	-	-	288,000	-	288,000	64,000	
	合 計	8,647,000	-	-	8,647,000	7,119,000	1,176,000	288,000	-	288,000	1,240,000	
その他の 資産	差入敷金・保証金	848,000	-	-	848,000	-	-	-	-	-	848,000	
	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	合 計	848,000	-	-	848,000	-	-	-	-	-	848,000	

(2) たな卸資産の明細

(単位:円)

種 類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘 要
		当期購入	その他	払出	その他		
貯 蔵 品 (切 手)	9,194	208,827	-	208,681	-	9,340	
貯 蔵 品 (グ ズ ズ)	38,800	100,500	-	13,760	-	125,540	
合 計	47,994	309,327	-	222,441	-	134,880	

(3) 無償使用公有財産等の明細

(単位:円)

区 分	種 別	所 在 地	面 積	構 造	機会費用 の金額	摘 要
土地	土 地	天草市天草町大江1003番地	8.26㎡		100	機器設置
合 計			8.26㎡		100	

(4) 有価証券の明細

(4) - 1 流動資産として計上された有価証券

該当事項はありません。

(4) - 2 投資その他の資産として計上された有価証券

該当事項はありません。

(5) 長期貸付金の明細

該当事項はありません。

(6) 長期借入金の明細

該当事項はありません。

(7) 引当金の明細

(7) - 1 引当金の明細

貸付金等に対する貸倒引当金以外の引当金はありません。

(7) - 2 貸付金等に対する貸倒引当金の明細

(単位:円)

区 分	貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			摘 要
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高	
未収学生納付金収入 (徴収不能引当金)	7,070,300	△ 2,639,100	4,431,200	1,663,650	△ 487,650	1,176,000	注)
合 計	7,070,300	△ 2,639,100	4,431,200	1,663,650	△ 487,650	1,176,000	

注) 徴収不能引当金は、授業料の滞納にかかる回収可能性を個別に勘案して計上しています。

(8) 資産除去債務の明細

該当事項はありません。

(9) 保証債務の明細

該当事項はありません。

(10) 資本金及び資本剰余金の明細

(単位:円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
資本金	地方公共団体出資金	12,166,185,000	-	-	12,166,185,000	
	計	12,166,185,000	-	-	12,166,185,000	
資本剰余金	資本剰余金					
	無償譲与	29,552,000	-	-	29,552,000	
	教育研究等環境整備目的積立金	163,536,131	4,874,376	-	168,410,507	
	前中期目標期間繰越積立金	187,033,150	50,788,824	-	237,821,974	注)
	損益外固定資産除売却差額	7,656,239	-	-	7,656,239	
	計	387,777,520	55,663,200	-	443,440,720	
	損益外減価償却累計額	△ 1,217,594,478	△ 167,579,497	-	△ 1,385,173,975	
	損益外減損損失累計額	△ 288,000	-	-	△ 288,000	
	差引計	△ 830,104,958	△ 111,916,297	-	△ 942,021,255	

注) 当期増加額は、資産の取得によるものであります。

(11) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細

(11)-1 積立金の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘要
地方独立行政法人法第40条第3項積立金 (教育研究等環境整備目的積立金)	224,107,225	2,439,438	4,874,376	221,672,287	注1) 注2)
前中期目標期間繰越積立金	50,788,824	-	50,788,824	-	注2)
合 計	274,896,049	2,439,438	55,663,200	221,672,287	

注1) 当期増加額は、未処分利益からの振替によるものであります。

注2) 当期減少額は、資産の取得によるものであります。

(11)-2 目的積立金の取崩しの明細

(単位:円)

区 分	金 額	摘 要
前中期目標期間 繰越積立金取崩額	前中期目標期間繰越積立金	-
	計	-
その他	地方独立行政法人法第40条第3項積立金 (教育研究等環境整備目的積立金)	4,874,376 資産の購入によるもの(教育研究機器の購入等)
	前中期目標期間繰越積立金	50,788,824 資産の購入によるもの(教育研究機器の購入等)
	計	55,663,200
合 計	55,663,200	

(12) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(12)-1 運営費交付金債務

(単位:円)

交付年度	期首残高	交付金 当期交付額	当 期 振 替 額				期末残高
			運営費 交付金収益	資産見返 運営費交付金	資本剰余金	小 計	
平成27年度	-	982,181,000	945,920,800	36,260,200	-	982,181,000	-
合 計	-	982,181,000	945,920,800	36,260,200	-	982,181,000	-

(12) 2 運営費交付金収益

(単位:円)

業務等区分	27年度交付分	合 計
費用進行基準	133,899,896	133,899,896
期間進行基準	812,020,904	812,020,904
合 計	945,920,800	945,920,800

(13) 地方公共団体等からの財源措置の明細

(13) 1 施設費の明細

該当事項はありません。

(13) 2 補助金等の明細

(単位:円)

区 分	当期交付額	当期振替額					摘 要
		建設仮勘定 見返補助金等	資産見返 補助金等	資本剰余金	長期預り 補助金等	収益計上	
外国人水銀研究者育成 支援事業費補助金	11,125,264	-	-	-	-	11,125,264	
大学改革推進等補助金	35,243,403	-	72,001	-	-	32,862,339	注)
熊本県中山間地ふるさと補助金	1,000,000	-	-	-	-	1,000,000	
合 計	47,368,667	-	72,001	-	-	44,987,603	

注) 執行未済額 2,309,063円は文部科学省へ返還を予定しております。

(14) 役員及び教職員の給与の明細

(単位:円、人)

区 分		報酬又は給与		退職給付	
		支 給 額	支給人員	支 給 額	支給人員
役 員	常 勤	57,412,540	4	18,110,268	1
	非常勤	630,000	3	-	-
	計	58,042,540	7	18,110,268	1
教職員	常 勤	1,022,440,666	126	116,101,356	9
	非常勤	183,776,014	206	-	-
	計	1,206,216,680	332	116,101,356	9
合 計	常 勤	1,079,853,206	130	134,211,624	10
	非常勤	184,406,014	209	-	-
	計	1,264,259,220	339	134,211,624	10

注) 1 役員に対する報酬は、公立大学法人熊本県立大学の役員の給与に関する規則に基づき支給しております。

注) 2 教職員に対する給与は、公立大学法人熊本県立大学職員給与規則及び公立大学法人熊本県立大学非常勤職員就業規則に基づき支給しております。

注) 3 教職員に対する退職手当は、公立大学法人熊本県立大学職員退職手当規則に基づき支給しております。

注) 4 役員及び教職員の報酬又は給与の支給人員数は、年間平均支給人員数を記載しております。

注) 5 上記明細には法定福利費は含まれておりません。

注) 6 上記明細には受託研究費等及び受託事業費等による人件費は含まれておりません。

(15) 開示すべきセグメント情報

該当事項はありません。

(16) 業務費及び一般管理費の明細

(単位:円)

業務費		
教育経費		
消耗品費	57,471,107	
備品費	8,352,945	
印刷製本費	17,593,263	
水道光熱費	55,493,021	
旅費交通費	16,397,265	
通信運搬費	7,284,259	
賃借料	12,087,323	
車両燃料費	44,523	
保守費	45,235,177	
修繕費	15,408,995	
損害保険料	3,832	
広告宣伝費	248,400	
行事費	10,808,404	
諸会費	1,088,959	
報酬・委託・手数料	41,104,588	
助成金	830,000	
奨学費	27,630,000	
減価償却費	183,727,737	
徴収不能引当金繰入	357,200	
交際費	7,920	501,174,918
研究経費		
消耗品費	20,897,854	
備品費	5,567,438	
印刷製本費	898,052	
水道光熱費	18,733,556	
旅費交通費	17,488,313	
通信運搬費	655,238	
賃借料	436,264	
保守費	16,116,084	
修繕費	1,222,012	
損害保険料	46,664	
諸会費	3,219,199	
報酬・委託・手数料	5,580,719	
減価償却費	8,571,624	99,433,017
教育研究支援経費		
消耗品費	34,639,254	
備品費	6,224,512	
印刷製本費	4,741,939	
水道光熱費	13,513,295	
旅費交通費	5,397,702	
通信運搬費	4,390,208	
賃借料	4,057,625	
保守費	33,255,207	
修繕費	5,568,164	
広告宣伝費	27,540	
諸会費	761,000	
報酬・委託・手数料	12,672,049	
租税公課	36,700	
減価償却費	6,593,623	131,878,818
受託研究費		
消耗品費	14,162,864	
備品費	3,793,608	
印刷製本費	485,108	
水道光熱費	1,686,209	
旅費交通費	5,115,084	
通信運搬費	20,224	
賃借料	1,102,680	
修繕費	246,931	
損害保険料	51,530	
諸会費	12,300	

報酬・委託・手数料		6,599,893	
租税公課		3,000	
減価償却費		725,419	
職員人件費		3,056,394	37,061,244
受託事業費			
消耗品費		202,821	
印刷製本費		496,800	
水道光熱費		658,000	
旅費交通費		357,579	
通信運搬費		17,212	
賃借料		175,608	
修繕費		25,920	
報酬・委託・手数料		361,402	
職員人件費		4,939,658	7,235,000
役員人件費			
役員報酬		42,346,391	
賞与		15,507,749	
退職給付費用		18,110,268	
法定福利費		6,024,893	
通勤手当		188,400	82,177,701
教員人件費			
常勤教員給与			
給料	573,553,310		
賞与	203,524,555		
退職給付費用	115,539,906		
法定福利費	118,750,443		
通勤手当	2,914,844	1,014,283,058	
非常勤教員給与			
給料	69,292,349		
法定福利費	2,415,744		
通勤手当	634,365	72,342,458	1,086,625,516
職員人件費			
常勤職員給与			
給料	185,650,890		
賞与	55,425,227		
退職給付費用	561,450		
法定福利費	35,337,746		
通勤手当	1,371,840	278,347,153	
非常勤職員給与			
給料	111,418,226		
法定福利費	16,065,627		
通勤手当	2,431,074	129,914,927	408,262,080
一般管理費			
一般管理費			
消耗品費		9,800,813	
備品費		1,734,556	
印刷製本費		2,417,660	
水道光熱費		16,231,219	
旅費交通費		5,858,288	
通信運搬費		3,616,737	
賃借料		5,637,532	
車両燃料費		21,403	
福利厚生費		1,112,656	
保守費		17,470,322	
修繕費		4,547,415	
損害保険料		4,992,120	
広告宣伝費		5,587,415	
諸会費		2,131,231	
会議費		41,334	
報酬・委託・手数料		28,346,915	
銀行手数料		2,554,760	
租税公課		3,192,900	
減価償却費		20,411,976	
交際費		145,500	135,852,752

(17) 寄附金の明細

(単位:円)

区 分	当期受入額	件数(件)	摘 要
使 途 特 定 寄 附 金	16,755,173	13	注1)
現 物 寄 附	2,836,017	470	注2)
合 計	19,591,190	483	

注1)熊本県立大学未来基金他1件にかかる寄附については、それぞれ1件として計上しております。

注2)現物寄附の件数については、冊数(図書)及び台数(備品)で計上しております。

(18) 受託研究の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期受入額	受託研究等収益	期末残高
受 託 研 究	-	28,494,349	27,950,647	543,702
合 計	-	28,494,349	27,950,647	543,702

(19) 共同研究の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期受入額	受託研究等収益	期末残高
共 同 研 究	-	9,289,988	9,289,988	-
合 計	-	9,289,988	9,289,988	-

(20) 受託事業等の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期受入額	受託事業等収益	期末残高
受 託 事 業	-	7,235,000	7,235,000	-
合 計	-	7,235,000	7,235,000	-

(21) 科学研究費補助金等の明細

(単位:円)

種 目	当期受入額	件数(件)	摘 要
基 盤 研 究 (S)	(1,000,000) 300,000	1	
基 盤 研 究 (B)	(9,559,800) 2,867,940	10	
基 盤 研 究 (C)	(17,337,000) 5,201,100	26	
挑 戦 的 萌 芽 研 究	(7,950,000) 2,385,000	9	
若 手 研 究 B	(5,079,798) 1,523,940	9	
特 別 研 究 員 奨 励 費	(900,000) -	1	
研 究 成 果 公 開 促 進 費	(1,100,000) -	1	
合 計	(42,926,598) 12,277,980	57	

注1)受入額は間接経費相当額を記載し、直接経費相当額については外数()書きとしております。

注2)受入額には他大学等の研究分担者への送金額は含めず、他大学から本学研究分担者あての送金額を含めております。

(22) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

① 現金及び預金の明細

(単位:円)

区 分	金 額	摘 要
現 金	109,300	
預 金	605,776,850	
合 計	605,886,150	

② 未払金及び長期未払金の明細

(単位:円)

区 分	金 額	
未 払 金	固 定 資 産	29,778,439
	人 件 費	146,721,784
	リ ー ス 債 務	161,356,359
	そ の 他	105,343,810
	小 計	443,200,392
長 期 未 払 金	リ ー ス 債 務	373,017,937
合 計	816,218,329	

③ 資産見返運営費交付金等の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高
建 物 に 係 る 分	403,525,325	36,670,860	23,675,895	416,520,290
構 築 物 に 係 る 分	10,802,271	-	1,788,723	9,013,548
機 械 及 び 装 置 に 係 る 分	8,322,392	-	1,042,271	7,280,121
工 具 器 具 備 品 に 係 る 分	30,680,487	3,609,360	8,417,592	25,872,255
ソ フ ト ウ ェ ア に 係 る 分	2,352,000	-	1,176,000	1,176,000
図 書 に 係 る 分	240,398,729	14,761,573	713,046	254,447,256
差 入 敷 金 に 係 る 分	344,000	-	-	344,000
合 計	696,425,204	55,041,793	36,813,527	714,653,470

④ 資産見返補助金等の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高
建 物 に 係 る 分	211,171,929	-	10,610,861	200,561,068
工 具 器 具 備 品 に 係 る 分	467,335	-	467,333	2
図 書 に 係 る 分	1,806,458	72,001	-	1,878,459
合 計	213,445,722	72,001	11,078,194	202,439,529

⑤ 資産見返物品受贈額の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高
構 築 物 に 係 る 分	7,533,898	-	723,678	6,810,220
工 具 器 具 備 品 に 係 る 分	627,445	-	627,376	69
図 書 に 係 る 分	842,070,625	-	10,387,587	831,683,038
差 入 敷 金 に 係 る 分	204,000	-	-	204,000
合 計	850,435,968	-	11,738,641	838,697,327

⑥ 資産見返寄附金の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高
工 具 器 具 備 品 に 係 る 分	5,570,773	-	1,782,773	3,788,000
図 書 に 係 る 分	2,381,846	219,437	6	2,601,277
合 計	7,952,619	219,437	1,782,779	6,389,277

熊本県選挙管理委員会告示第80号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項及び第75条第5項の規定に基づくその総数の50分の1の数並びに同法第76条第4項、第81条第2項及び第86条

第4項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項の規定に基づくその総数が80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成28年10月7日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

その総数の50分の1 29,977
その総数が80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 287,355

熊本県選挙管理委員会告示第81号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第4項の規定に基づくその総数の3分の1の数及びその総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成28年10月7日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

その総数の3分の1の数

選挙区名	
熊本市第二選挙区	60,764
八代市・八代郡選挙区	39,741
人吉市選挙区	9,417
荒尾市選挙区	15,123
水俣市選挙区	7,285
玉名市選挙区	18,884
天草市・天草郡選挙区	26,285
山鹿市選挙区	15,238
菊池市選挙区	13,884
宇土市選挙区	10,418
上天草市選挙区	8,298
宇城市・下益城郡選挙区	20,091
阿蘇市選挙区	7,740
合志市選挙区	15,785
玉名郡選挙区	12,112
菊池郡選挙区	19,686
阿蘇郡選挙区	10,976
上益城郡選挙区	24,665
葦北郡選挙区	6,687
球磨郡選挙区	15,850

その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

選挙区名	
熊本市第一選挙区	137,011

熊本県収用委員会公告第11号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成28年10月7日

熊本県収用委員会会長 齊 藤 修

- 1 起業者の名称
熊本県
- 2 事業の種類
一級河川白川水系白川改修工事（左岸：熊本県熊本市東区新南部二丁目地内から同市東区下南部一丁目地内まで及び同市東区弓削町地内、右岸：熊本県熊本市北区龍田七丁目地内）
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等
(1) 収用の裁決手続の開始を決定する土地

所 在	地 番	地 目		全体の面積(㎡)		収用しようとする土地の面積(㎡)
		公 簿	現 況	公 簿	実 測	
熊本県熊本市北区龍田七丁目	217番2	山 林	宅地 見込地	337	129.63	129.63

熊本県熊本市東区弓削町	193番2	山 林	山 林	129	129.90	129.90
-------------	-------	-----	-----	-----	--------	--------

(2) 使用の裁決手続の開始を決定する土地

なし

4 土地所有者の氏名及び住所

土地の所在：熊本県熊本市北区龍田七丁目217番2

土地所有者不明

ただし、登記名義人（亡）阪田カツイの法定相続人

阪田幸一（持分3分の1）

熊本県熊本市北区龍田七丁目17番5号

阪田ヨシ子（持分3分の1）

熊本県熊本市北区龍田八丁目15番112号

村上久美子（持分6分の1）

熊本県熊本市東区长嶺東三丁目3番55号

阪田理津子（持分6分の1）

熊本県熊本市東区长嶺南六丁目21番12号

ジュネス壺番館106号

又は、上記のいずれか若しくは全員（持分不明）

土地の所在：熊本県熊本市東区弓削町193番2

土地所有者不明（持分4分の1）

ただし、登記名義人（亡）阪田カツイの法定相続人

阪田幸一（持分12分の1）

熊本県熊本市北区龍田七丁目17番5号

阪田ヨシ子（持分12分の1）

熊本県熊本市北区龍田八丁目15番112号

村上久美子（持分24分の1）

熊本県熊本市東区长嶺東三丁目3番55号

阪田理津子（持分24分の1）

熊本県熊本市東区长嶺南六丁目21番12号

ジュネス壺番館106号

又は、上記のいずれか若しくは全員（持分不明）

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成28年9月26日

熊本県収用委員会公告第12号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成28年10月7日

熊本県収用委員会会長 斉 藤 修

1 起業者の名称

熊本県

2 事業の種類

一級河川白川水系白川改修工事（左岸：熊本県熊本市東区新南部二丁目地内から同市東区下南部一丁目地内まで及び同市東区弓削町地内、右岸：熊本県熊本市北区龍田七丁目地内）

3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等

(1) 収用の裁決手続の開始を決定する土地

所 在	地 番	地 目		全体の面積（㎡）		収用しようとする土地の面積（㎡）
		公 簿	現 況	公 簿	実 測	
熊本県熊本市東区弓削町	32番	公衆用道路	公衆用道路	1,345	1,300.31	915.18
				合 計		946.38

(2) 使用の裁決手続の開始を決定する土地

なし

4 土地所有者の氏名及び住所

土地所有者不明

ただし、登記名義人 生産農業協同組合

飽託郡供合村弓削615番地

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

- なし
6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成28年9月26日
-

熊本県収用委員会公告第13号

公 示 に よ る 通 知
熊本県熊本市東区弓削町32番の土地登記名義人
生産農業協同組合
所在地、その他通知すべき場所不明
但し、土地登記記録上の所在地 飽託郡供合村弓削615番地

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき下記書面は、当収用委員会事務局（熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号熊本県土木部用地対策課内）において保管してあるので、出頭のうえその交付を受けてください。

記
平成28年9月29日付け熊収第50号の2の書面（熊収28第5号、第6号案件（弓削町案件）に係る第1回審理開催通知）
（注意）上記書面を受領しないときは、平成28年10月19日をもって書面の通知があったものとみなされます。
平成28年10月7日

熊本県収用委員会会長 齊 藤 修